

かさまつまちづくりガイド

ー町が取り組む施策や事業について
わかりやすくご紹介しますー

⑥ 病後児保育(乳幼児・児童健康支援 一時預かり事業)について

近年、核家族化、都市化の進展、女性の社会進出の増大など、児童を取り巻く環境は大きく変化するとともに、家庭や近隣社会における子どもの養育機能が低下してきています。

このため、町では、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に、保育所などに、通っている乳幼児などが、「病気の回復期」などで、集団保育が困難な時期に、専用の保育室で一時的にお預かりする事業を実施しています。

お預かりできるお子さんは

町内に住所を有し、保育所・保育園・幼稚園に通所(園)している生後6ヶ月からの乳幼児、小学校1年から3年の児童です。

お預かりできる疾患・症状の範囲は

- 風邪、消化不良症(多症候性下痢)など、乳幼児が日常罹患する疾患
- 水痘・風疹・麻疹などの伝染性の疾患で、主治医(かかりつけ医)が、治癒したと認めても、保育所などにつれていけないとき。(体力を消耗し、集団での保育に不安がある場合)
- 喘息等の慢性疾患
- 骨折等の外傷性疾患

上記疾患で病気の回復期にあり、医療機関に入院の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務事情・傷病・事故・冠婚葬祭等、社会的にやむを得ず、保育が出来ないとき。

主治医(かかりつけ医)の診断書が必ず必要です。

利用の流れ(申し込み方法)

事前に申し込みし、登録が必要です。(登録カードを発行します)
利用する際は、主治医(かかりつけ医)の診断書、申請書をご提出ください。

利用時間

- 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後4時30分(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は利用できません)
- 連続して7日まで利用できます。

利用料金

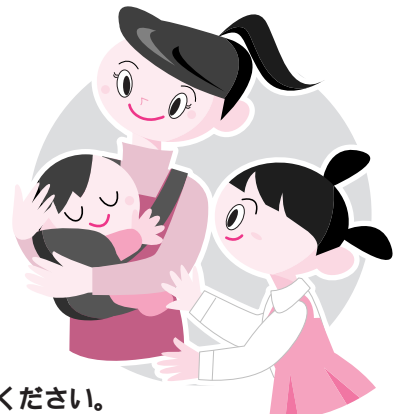
- 1人につき1日2,000円(納付書で納めていただきます)

利用場所

- 松枝保育所

その他

- 昼食・副食などは、保護者のかたが、必ずご持参ください。
- おむつや、昼寝をされる乳幼児の寝具などは、保護者のかたでご準備ください。



○詳しくは福祉健康課(☎387-6266)またはホームページをご覧ください。